

## 保険料の納入方法

介護保険料の納め方は、受給している年金の額によって次の2通りに分かります。第1号被保険者として納めるのは、65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分からです。

一人ひとりの保険料は、介護保険の大切な財源です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

年金額が年額**18万円以上**の方  年金から**天引き**になります（特別徴収）

●保険料の年額が、年金の支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）に、年6回に分けて天引きになります。ただし、次のような場合は、一時的に普通徴収の方法で納入していただきます

- ①年度途中で65歳（第1号被保険者）になったとき
- ②転出及び転入したとき
- ③年度途中で保険料が変わったとき

年金額が年額**18万円未満**の方  **納付書**で各自納めます（普通徴収）

●保険料の年額を4回（8月、10月、12月、2月）に分けて納めます

●村から納付書を送付しますので、旭川信用金庫占冠出張所または、ふらの農協占冠出張所、役場会計室、トマム支所で納めてください

### 占冠村高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画（第5期）概要

#### 計画の役割

この計画は、占冠村に住む高齢者一人ひとりができる限り要介護状態にならずに、いきいきと暮らせること、また、もし要介護状態になっても、できる限り悪化を防ぎ自立した生活を送ることができるよう、人々が支え合う地域社会の実現を目指すための指針となるものです。

#### 計画の基本理念

『笑顔あふれ

心安らかに暮らせるむらへ』

占冠村に暮らす高齢者一人ひとりが心身ともに健康で生きがいを持ち、生きる喜びを実感しながら住み慣れた地域の中で地域社会の一員として暮らしていくむらづくりを進めていきます。

#### 計画の基本目標

●高齢者がいきいき暮らせるむらづくり

高齢者の積極的な社会参加、生きがいづくりを促進するとともに、地域で支えながら安全で快適な生活環境づくりを推進します。

また、在宅生活を支援する福祉サービスの充実を図るとともに、高齢

者がいきいき暮らせるむらづくりを進めます。

●高齢者が健やかに暮らせるむらづくり

いつまでも健康で自立した生活を送るため、保健・福祉・医療の連携のもと、介護予防事業などの地域支援事業の積極的な推進を図ります。

また、できる限り要介護状態にならないよう、介護予防マネジメントにより高齢者一人ひとりの状態にあった介護予防サービスを充実させ、高齢者が健やかに暮らせるむらづくりを進めます。

●高齢者が安心して暮らせるむらづくり

たとえ介護を必要とする状態となった場合でも、介護保険サービスの提供体制の確保、質の向上を図ります。占冠村地域包括支援センターが中心となり、地域包括ケアの核を担うよう、センターの機能強化を図りながら高齢者が安心して暮らせるむらづくりを進めます。



# 介護保険料のお知らせ

## ■65歳以上の方の介護保険料が変わります

65歳以上の方の介護保険料は、村が策定する「占冠村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で定め、3年ごとに見直すこととなっています。



### 保険料見直しのポイント

- 介護サービス利用者の増加とともに介護給付費も同じく増加しているため、介護保険料基準額を前期より500円（基準額の第4段階）あげることとしました。
- 被保険者の方の負担能力に応じた保険料賦課のため、保険料所得段階区分を従来の7段階から8段階とし、所得に応じた新しい段階を作りました。

◆増大している介護サービスの利用量や介護報酬の改定などを考慮して、平成24年度から平成26年度までの介護保険料を設定しました。

## 65歳以上の人の保険料

所得段階	対象となる方	★平成24年度からの保険料		★平成21～23年度の保険料	
		月額	年間保険料 (保険料率)	月額	年間保険料 (保険料率)
第1段階	生活保護を受給の方／老齢福祉年金受給の方で世帯全員が住民税非課税の方	2,050円	24,600円 (基準額×0.5)	1,800円	21,600円 (基準額×0.5)
第2段階	世帯全員が住民税非課税の方で、本人の前年中の合計所得金額+課税対象年金収入額が80万円以下の方	2,050円	24,600円 (基準額×0.5)	1,800円	21,600円 (基準額×0.5)
第3段階	世帯全員が住民税非課税の方で、第1段階及び第2段階に該当しない方	3,075円	36,900円 (基準額×0.75)	2,700円	32,400円 (基準額×0.75)
特例第4段階	本人は住民税非課税で、同世帯に住民税課税者がいる方で、本人の前年中の合計所得金額+課税対象年金収入額が80万円以下の方	3,485円	41,800円 (基準額×0.85)	3,060円	36,700円 (基準額×0.85)
第4段階 (基準額)	本人は住民税非課税で、同世帯に住民税課税者がいる方で特例第4段階に該当しない方	4,100円	49,200円 (基準額)	3,600円	43,200円 (基準額)
第5段階	本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円未満の方	4,715円	56,500円 (基準額×1.15)	4,140円	49,600円 (基準額×1.15)
第6段階	本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	5,125円	61,500円 (基準額×1.25)	4,500円	54,000円 (基準額×1.25)
第7段階※	本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	6,150円	73,800円 (基準額×1.5)	5,400円	64,800円 (基準額×1.5)
第8段階	本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が400万円以上の方	7,175円	86,100円 (基準額×1.75)	-	-

※「第7段階の平成21～23年度の対象者」は、「本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が200万円以上の方」です。平成24年度から範囲が変わります。

■お問い合わせ 保健福祉課 介護担当 電話56-2122

# 保険料の軽減について



次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。  
(軽減の内容は、平成23年度までと変更はありません)

## ① 均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合		平成24年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	▷▷▷	4,582円	約500円増
33万円	8.5割軽減	▷▷▷	6,873円	約800円増
33万円+ (24万5千円×世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません	5割軽減	▷▷▷	22,912円	約2,600円増
33万円+ (35万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	▷▷▷	36,660円	約4,100円増

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります

## ② 所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

## ③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

# 年間保険料額の例

●単身世帯（世帯主）の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成24年度	前年度比
80万円	9割	—	4,500円	500円増
153万円	8.5割	—	6,800円	800円増
168万円	8.5割	5割	14,500円	1,300円増
180万円	2割	5割	50,400円	5,100円増
211万円	—	5割	75,400円	7,200円増
250万円	—	—	144,700円	12,100円増

●夫婦2人世帯（ともに被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成24年度	前年度比
80万円	夫	9割	—	4,500円	500円増
	妻	9割	—	4,500円	500円増
153万円	夫	8.5割	—	6,800円	800円増
	妻	8.5割	—	6,800円	800円増
168万円	夫	8.5割	5割	14,500円	1,300円増
	妻	8.5割	—	6,800円	800円増
180万円	夫	5割	5割	36,600円	3,500円増
	妻	5割	—	22,900円	2,600円増
211万円	夫	2割	5割	66,200円	6,100円増
	妻	2割	—	36,600円	4,100円増
250万円	夫	—	—	144,700円	12,100円増
	妻	—	—	45,800円	5,100円増

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料率を見直しました～

## 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直すことになっています。平成24・25年度の新しい保険料率は、次のとおりです。



### ●均等割

(被保険者が等しく負担)

平成22・23年度  
(年額)  
40,697円



平成24・25年度  
(年額) 45,825円  
(5,128円増)

### ●所得割

(被保険者の所得に応じて負担)

平成22・23年度  
9.47%



平成24・25年度  
10.20%  
(0.73ポイント増)

### ●賦課限度額

(1年間の保険料の上限額)

平成22・23年度  
50万円



平成24・25年度  
55万円  
(5万円増)

## 保険料の計算方法 (平成24年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

<b>均等割</b> 【1人当たりの額】 45,825円	+	<b>所得割</b> 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成23年中の所得－33万円) × 10.20%	=	<b>1年間の保険料</b> (100円未満切り捨て)
------------------------------------	---	---	---	--------------------------------

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します

平成24年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

### ■お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合  
060-0062  
札幌市中央区南2条14丁目 国保会館6階  
電話 011-290-5601

占冠村役場  
保健福祉課国保医療担当  
電話 0167-56-2122



# 子宮頸がん予防ワクチン

# 小児用肺炎球菌ワクチン・ヒブワクチン

## 予防接種費用を全額助成します!!



平成22年度から実施していましたワクチンの予防接種費用を今年度も全額助成します。

### ★助成期間

平成24年4月1日～平成25年3月31日



### ★助成対象者

#### 【子宮頸がん予防ワクチン】

占冠村に住民登録をしており、平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日）に下記の年齢の女性

年齢	生年月日
13歳	平成11年4月2日～平成12年4月1日
14歳	平成10年4月2日～平成11年4月1日
15歳	平成9年4月2日～平成10年4月1日
16歳	平成8年4月2日～平成9年4月1日
特例措置	
17歳	平成7年4月2日～平成8年4月1日

#### 【特例措置】

17歳（平成7年4月2日～平成8年4月1日生）の方は、平成24年3月31日までに1回目または、2回目の接種を終えている場合は助成の対象となります。残りの回数を助成します。

#### 【小児用肺炎球菌ワクチン・ヒブワクチン】

占冠村に住民登録をしている2か月齢～5歳未満の乳幼児

#### 注意

- 子宮頸がん予防ワクチンは2種類あります。必ず同じ種類のワクチンを3回接種してください。
- 子宮頸がん予防ワクチンの接種には6カ月間の接種期間が必要です。助成期間中に3回を終了するように接種してください。
- 対象者となるまでにワクチンを接種された場合や助成期限を過ぎてからの接種については助成の対象となりません。
- 占冠村が委託した医療機関以外で接種された場合は助成の対象となりません。
- これらのワクチンは、予防接種法に基づかない任意の予防接種です。効果と副作用をご理解いただき、医師と相談したうえで接種してください。

### ★委託医療機関

- 国立占冠診療所 (子宮頸がん予防ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン・ヒブワクチン)  
 国立トママ診療所 (子宮頸がん予防ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン・ヒブワクチン)  
 富良野協会病院 (子宮頸がん予防ワクチン)



#### ●ワクチンを接種するには

##### 国立占冠診療所・国立トママ診療所で接種する場合

保健福祉課予防担当に電話で予約する・・・予約専用電話 39-8181

##### 富良野協会病院で接種する場合

- ① 病院に直接電話で予約 ..... 23-2181
- ② 病院に予約後、保健福祉課保健予防担当に連絡 ..... 56-2122

■お問い合わせ 保健福祉課 保健予防担当 電話56-2122